

# 高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人みその会  
NPO法人ケアリング

## 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。本事業所では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、高齢者虐待の禁止、虐待が発生をした場合には適正に対応し再発防止策を講じるとともに、虐待の予防及び早期発見・迅速かつ適切な対応に務めます。

そのため具体的な組織体制・取組内容等について本指針を策定し、運営規程に明示し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

## 2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

### ①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

### ②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・施設長（所長）
- ・事務長
- ・通所介護管理者
- ・居宅介護管理者

### ③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

### ④高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ) 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ウ) 虐待防止のための計画作り、職員研修の内容及び企画、運営に関すること
- エ) 虐待予防・早期発見、虐待等を職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ) 虐待が発生した場合（高齢者虐待防止法7条）の対応に関すること

- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- キ) 前号の再発防止策を講じた場合、その効果について評価に関すること
- ク) 虐待事例が発生をした場合、委員会で事例検討を行うこと。

⑤結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項については、各職員会議にて全職員に周知徹底を図ります。

⑥高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は大館香代子とします。

⑦高齢者虐待防止担当者の役割

- ア) 各職員のチェックリスト
- イ) 倫理綱領の浸透・研修の実施
- ウ) 虐待（虐待の疑い）等が発生をした場合の相談受付、委員会への報告

### 3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年1回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待（虐待の疑い）等に立ち会った場合、虐待（虐待の疑い）と認められる行為等に発見をした場合、通報義務が発生します（高齢者虐待防止法7条第2項）。したがって速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。  
通報者の秘密は守られます（高齢者虐待防止法 第8条 第23条）
- ③ 虐待が発生をした場合、虐待防止委員会で事例検討を行います。

### 5 虐待（虐待の疑い）等が発生した場合の相談・報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑥で定められた高齢者虐待防止担当者とします。
- ② 事業所内で虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待をしてしまったかもしれないと感じた時は、高齢者虐待防止担当者に報告を行うと同時に、速やかな解決

につなげるよう努めます。

- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

## 6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、成年後見制度や、その他の権利擁護事業等について情報提供を行うとともに、行政機関等の関係窓口の適宜紹介をします。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、高齢者虐待防止担当に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ⑤ 対応の結果は相談者にも報告します。
- ⑥ 高齢者虐待防止担当者は、苦情受付担当者から受け付けた内容を高齢者虐待防止委員会に報告をします。

## 8 利用者等に対する当該指針の閲覧する事項

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページに掲載します。

## 9 その他

### ① 虐待防止担当職員の配置

虐待防止に関する措置を適切に行うための虐待防止担当者を配置します。

担当者職員は委員会の構成員とします。

### ② 個人情報の取り扱い

虐待防止委員会は集合形式を原則としますが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。その際、厚生労働省「医療・介護関係事業書における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

※虐待ケースの個人情報については、被害者及び加害者の氏名等、本人が特定できる情報は開示をせず、年齢、性別、利用するサービス事業所（事業所の名称は匿名）とし、

事例検討結果の記録文書は、その事例を受け持つ事業所にのみ保管する。

#### **10 本指針の改廃**

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、高齢者虐待防止委員会より実施します。

#### **11 附則**

この指針は令和5年10月1日より施行します。